

▶ Agricultural, Forestry and Fisheries Law Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業の農林水産法務プラクティス・チームから、ニュースレターをお届けいたします。当事務所では、2018年に、異なる強みを持つ弁護士4名及びアドバイザー1名の構成により、農林水産法務プラクティス・チームを立ち上げました。同チームでは、海外取引、海外進出（または撤退）支援、複雑な売買やライセンス等の知的財産に関わる契約のドラフト及びレビュー、公正取引委員会等の当局対応のほか、農林水産分野に関わる訴訟・仲裁、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めています。

農業分野におけるデータ契約ガイドラインについて

| Page 1/4 |

2019年3月 No.AFFL_002

はじめに

平成30年12月26日、農林水産省は、「農業分野におけるデータ契約ガイドライン」（以下「本ガイドライン」）を制定した。

近年、より高品質で、生産性が高く、かつ国際競争力を有する農業を目指し、情報通信技術や人工知能（AI）等の最新技術を応用して、農業に関する知識と経験を利活用しようという動きが進んでいる。このような動きが促進されるためには、一方で、農業関係者のノウハウや技術の保護を図ることで農業関係者が安心して農業データを提供できる枠組みが必要であり、他方で、他の農業関係者や新規参入者による農業データの利活用への過度な妨げが生じないようにすることを要する。

現時点において、データの帰属や利用権限の規律となるべき法律は我が国に存在しないため、基本的に、それらは当事者間で締結された契約の内容どおりに決まることになる。そこで、データ提供者の保護とデータの利活用という上記2つの要請の適切なバランスをとるべく、実務上の指針として制定されたのが、本ガイドラインである。

なお、データ利用に関しては、経済産業省が平成30年6月に「AI・データの利用に関する契約ガイドライン - データ編 -」（以下「経産省ガイドライン」）を策定済みであるが、本ガイドラインは、経産省ガイドラインとの整合性を可能な限り図ったうえで、農業データの特殊性等を踏まえて制定された、いわば経産省ガイドラインの農業版という位置づけのものである。

本ガイドラインの概要

本ガイドラインは、契約類型を①【データ提供型】、②【データ創出型】、③【データ共用型】の3つに分けたうえで、それぞれのモデル契約書案（③【データ共用型】についてはモデル規約案）を載せ、その法的論点等を説明している。

農業分野におけるデータの利用に関する取引については、一般に、これらのモデル契約書案・規約案の利用が推奨されるが、取引の内容や当事者間の利害関係は個々の契約によって様々であるため、本ガイドラインに掲載されたモデル契約書案・規約案は、取引の実態に応じて各条項の内容を調整・変更したうえで利用されるべきものである。

契約の類型	説明	具体例
【データ提供型】	データ提供者のみが保持するデータを、別の者に提供する際に取り決める契約	<ul style="list-style-type: none">熟練農業者が、その熟練知を農業データITサービス開発業者に提供する場合農業経営に参入したベンダが、自社農場に設置した自社センサによって取得した土壌データを蓄積し、他のメーカーに販売する場合
【データ創出型】	複数の当事者が関与することにより、従前存在しなかったデータが新たに創出される場面において、データの創出に関与した当事者間で、データの利用権限を取り決める契約	<ul style="list-style-type: none">熟練農業者にウェアラブル端末を装着して頂くことで、その作業と判断に関する「暗黙知」の情報を農業データITサービスベンダに提供して頂き、当該サービスベンダがこれを集積し分析することで、「暗黙知」を「形式知」に加工する場合
【データ共用型】	プラットフォームを利用したデータの共用を目的とする類型の契約	<ul style="list-style-type: none">「農業データ連携基盤」（通称WAGRI）のプラットフォーム上でのデータの利活用

モデル契約書案・規約案のポイント

以下では、モデル契約書案・規約案の説明の中から、とりわけ重要と思われるポイントを選んで紹介する。

1：利用目的の特定

熟練農業者や先進的な農業経営者は、栽培ノウハウなどの流出をおそれるあまり、当該ノウハウ又はそのノウハウを構成するデータや画像の第三者への提供に対して慎重な姿勢を示すのが一般である。そこで、かかる不安を取り除くための第一歩として、データ提供者である農業関係者にとって予測し易い平易な文言で、提供されるデータ等の利用目的を特定し、契約書に記載することが望ましい。(なお、目的を特定することは、必ずしも目的を狭く制限することを意味しない。)

2：当初取得者からの同意取得

【データ共用型】の契約において想定されているデータ提供者の中には、農業関係者からデータ提供を受けた農機メーカーやICTベンダーなどが含まれている。それらデータ提供者及びプラットフォームに対する農業関係者の信頼を失っては、プラットフォーム事業は立ち行かなくなる。そこで、データの当初取得者である農業関係者からデータ利用に関する同意を取得することが推奨される。

3：データ提供者による利用停止等の請求

農業関係者に安心してデータを提供して頂くという観点から、【データ提供型】の契約においては、原則として、データ提供者はいつでも提供データ等の削除、消去又は利用停止を求めるとしておくことが考えられる。ただし、データ提供が有償でなされた場合にまでこれを認めると、データ受領者による投下資本の回収を不当に阻害する可能性があるため、有償の場合には上記権利を制限することが考えられる。また、データ受領者に不測の損害を与えないよう、データ提供者の上記権利は派生データ(後述)には及ばないようにしておく必要がある。

他方、【データ創出型】の契約においては、当初データ等の創出にデータ受領者が大きく寄与しているのが通常であるため、データ提供者による当初データ等の一方的な利用停止措置を認めるのは適切ではないと言える。

また、【データ共用型】の契約においては、データ提供者が安心してデータを提供できるようにするという観点と、これまで利用できていたデータが突然利用できなくなる多数の利用者の利益とのバランスから、データ提供者のコントロール権については、折衷的な立場(例えば、プラットフォーム事業者のみに対してデータの削除、消去、利用停止措置を求めることができ、データ利用者が既にプラットフォームからダウンロードするなどして既に使っているデータに対する消去等の権利は認めない。)を採ることが考えられる。

4：提供データ等に関する保証

農業は自然環境の影響を受けやすく、センサの設置環境も厳しい場合が多いため、他の場合と比べ、データの瑕疵が発生しやすいといえる。そのため、データ提供者による保証は、データが適法かつ適切な方法によって取得されたものであることの保証にとどめ、それ以外の保証(データの正確性、完全性、及びデータの継続的な提供等に関する保証)は行わない(ただし、故意又は重過失の場合を除く)とする等、限定的な扱いとすることが考えられる。

ただし、【データ共用型】の契約におけるデータ提供者による保証については、どのように責任関係を設定すれば、必要な数、属性のデータ提供者を確保しつつプラットフォームを持続的に運営できるかという事業上の観点を踏まえて、責任範囲を設計することになる。

また、プラットフォーム事業者による保証については、その利用者の範囲の広さから特別の検討を要する。この点、当該プラットフォームの影響力がマスメディアに匹敵するほど大きくなく、ある種の公益的な観点からプラットフォームの立ち上げがなされ、その立ち上げを促進すべき現段階においては、一定の例外的事情がある場合を除き、データ内容についての不保証とそれに対する免責を認める方向で調整するのが好ましいと考えられる。

5：派生データの利用権限

一般に、派生データ（提供データ等又は当初データ等を加工、分析、編集、統合等することによって新たに生じたデータ又はデータ群）に対する利用権限を設定する際には、①分析の対象となるデータの創出に対する各当事者の寄与度（コスト負担、機器の所有権、センサ等の設置方法の策定やデータの継続的創出のためのモニタリングの主体はどちらか）、②データの加工等にかかる労力および必要となる専門知識の重要性、③派生データの利用により当事者が受けるリスク等の要素を考慮して貢献度に応じて定められると考えられる。

この考え方に従うと、派生データの利用権限はデータ提供者である農業関係者に与えられない場合が多いと想定される。しかし、【データ提供型】の契約においては、データ提供者の寄与度がある程度大きく、データ提供者が派生データを一切利用できないとした場合には、農業関係者の立場からすれば、自らの知見が含まれているデータの利用権限の一部が奪われたと感ずる可能性を否定できない。農業関係者が安心して当該データを提供することができるような建付けを構築するという観点からすれば、原則として、データ提供者にも利用権限を一定程度留保することが考えられる。

他方、【データ創出型】の契約においては、派生データに対するデータ提供者の寄与は比較的小さいため、【データ提供型】の契約と比べてデータ受領者の権限を重視した条項とすることが考えられる。以上に対し、【データ共用型】の契約において、プラットフォームを通じて他者に利用されることが想定されている派生データについては、データ提供者は、プラットフォーム事業者に対して申込みをすることにより、これを利用することができるということが考えられる。

おわりに

農業分野のデータ取引に関する契約の作成にあたっては、本ガイドラインの内容、考え方を十分理解したうえで、個々の取引の実態に即した適切な内容で契約条項を作成する必要がある。データという目に見えないものを扱う取引であるだけに、農業関係者からの不信を招かないよう、本ガイドラインを活用しつつ、丁寧に説明していくことが肝要であるといえよう。

配信を希望される方は下記メールアドレス宛にご連絡ください。

広報部宛 prcorestaff@aplaw.jp

※お名前、部署、役職をご明記ください。

また、下記の一覧よりご興味ある分野をお選びください。

【日本語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス
- ベトナムビジネス
- インドビジネス
- 再生可能エネルギー
- 農林水産
- イノベーション／テクノロジー
- その他（ご興味のある分野をご教示ください。）

【英語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス



Author(s) / Contacts

弁護士 臼井 康博 (パートナー、東京弁護士会)



慶應義塾大学法学部法律学科 平成 16(2004) 年卒業
米国ペンシルベニア大学ロースクール (LL.M.) 平成 27(2015) 年卒業
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 (2007 年～)
種子・農薬メーカー出向 (2016 年～ 2017 年)
クールジャパン機構出向 (2017 年～ 2018 年 1 月)

E-mail: yasuhiro.usui@aplaw.jp

[> View Profile](#)

弁護士 宮塚 久 (パートナー、第二東京弁護士会)



京都大学法学部 平成 6(1994) 年卒業
西村あさひ法律事務所 (2007 年～ 2017 年 10 月)
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 (2017 年 11 月～)

E-mail: hisashi.miyatsuka@aplaw.jp

[> View Profile](#)

弁護士 藤本 豪 (パートナー、第二東京弁護士会、ニューヨーク州 / カリフォルニア州弁護士 (インアクティブ)) [執筆責任者]



東京大学法学部 平成 7(1995) 年卒業
米国ペンシルベニア大学ロースクール (LL.M.) 平成 22(2010) 年卒業
上海盛沃律師事務所 (2012 年～ 2013 年) 北京市大成律師事務所 上海分所 (2013 年～ 2014 年)
西村あさひ法律事務所 (2014 年 4 月～ 2017 年 9 月)
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 (2017 年 10 月～)

E-mail: go.fujimoto@aplaw.jp

[> View Profile](#)

弁護士 及川 富美子 (パートナー、第一東京弁護士会、ニューヨーク州弁護士)



学習院大学法学部 平成 9(1997) 年卒業
同大学院 平成 12(2000) 年卒業
米国ミシガン大学ロースクール (LL.M.) 平成 25(2013) 年卒業
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 (2003 年～)
Mayer Brown LLP (New York) (2013 年 9 月～ 2014 年 1 月)

E-mail: fumiko.oikawa@aplaw.jp

[> View Profile](#)

本ニュースレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 農林水産法務プラクティスチーム
弁護士 臼井 康博

Tel: 03-5501-2111 / E-mail: cpg_affl@aplaw.jp

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。